

第2回犯罪被害者等基本計画検討会検討予定事項に関する意見

東京医科歯科大学 山上 皓

送付された資料の内容に関し、以下のような意見を表させていただきます。

1. 警察庁関係

支給件数、支給総額が、欧米諸国に比して著しく少ない。これを欧米並みの水準に高め（現行の10倍程度）支給対象、支給額、支給期間等を大きく見直すことが望ましいと思います。

被害者死亡事件等の場合には、給付水準を、自賠責保険のそれと同程度に高めることが望ましいと思います。支給額の算定には、その後の家族の生活への配慮もされるようになるとよいと思います。

財源の確保に相当の困難が予測されますので、罰金の一部をこれに充てる方法など、財源確保のための具体策を明らかにする必要があります。

2. 法務省関係

損害賠償請求への援助は、被害者への支援となる上に、加害者に本来取るべき責任を取らせることで、結果的に国の財政負担も軽減される（前記給付額の調整）ことから、国及び司法の場にとって一石三鳥の効果を持つという視点に立つ、より積極的に取り組む姿勢が必要だと思います。

没収・追徴を利用して損害回復を図る制度は、ぜひ導入して頂きたいと思います。

損害賠償請求の際に係るに種々の出費については、必ずしも「補償」である必要はなく、被害者の負担額を大幅に減額できるよう、工夫して頂きたいと思います。

付帯私訴と損害賠償命令制度の導入には慎重な検討が必要であることは理解できますが、日本の実状にあうよう修正された形でよいと思いますが、その導入を具体的に検討すべきときが来ているように思います。

犯罪者が国に納める罰金を犯罪被害者補償制度の財源とすることは、望ましいことで、弊害にはならないと思います。数%程度をこれに充てることにして頂ければと思います。

3. 厚生労働省関係

犯罪被害者が保険による医療費支給を制限されたり拒否されたりしたケースが少なくありません。その実態の把握と、改善策の検討をして頂きたいと思います。

一時保護（居住の安定）については、その対象を、児童虐待、配偶者間暴力関係以外にも、拡大して頂きたいと思います。

雇用の安定（事業主等の理解）に記されている取り組みの姿勢は、優れており、今後に期待したいと思います。

休暇制度については、年次休暇以外の特別な配慮をして頂きたいと思います。

4. 国土交通省

保険会社の職員が、損害賠償額の算定との関連で、被害者に直接、あるいは（加害者に謝罪しないように勧めるなどして）間接的に、二次被害を与えていることが、しばしばあります。このような点への、何らかの指導、教育等をして頂ければと思います。

直ちに公営住宅への優先入居を具体的に検討して下さった取り組みの姿勢を高く評価し、今後期待したいと思います。

以上です。